

令和 2 年度

土壌汚染調査技術管理者試験

試験問題（13 時 30 分～15 時 30 分）

次の【注意事項】をよく読んでから、始めてください。

【注意事項】

1. 受験上の注意

- ・問題は、1 ページから 36 ページまでの 45 問です。
- ・問題用紙は試験監督者の合図があってから開いてください。
- ・乱丁や著しい汚れがある場合は取り替えますので、直ちに試験監督者に申し出てください。
- ・問題内容についての質問には一切答えられませんので、ご承知おきください。
- ・解答用紙（マークシート）に、受験番号と氏名が書いてある受験者シールのバーコードラベルを貼付けてください。
- ・途中退席は試験開始 60 分後から終了 10 分前までは可能です。退席する場合は手を上げて試験監督者の指示に従ってください。

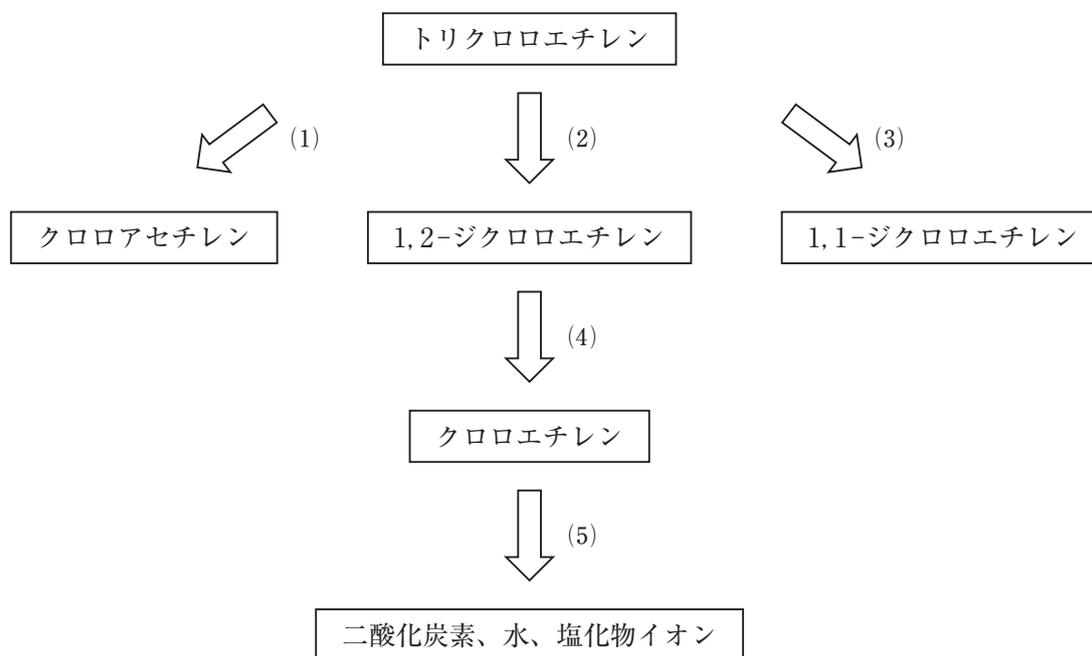
2. 解答

- ・解答は、解答用紙（マークシート）の「記入上の注意」に従って記入してください。
- ・正解は、各解答とも一つだけです。
- ・二つ以上の解答をしたもの及び判読が困難なものは、正解としません。

3. その他

- ・本問題において、特に断りがない限り、「土壌汚染対策法」は「法」と記載しています。
例) 土壌汚染対策法第 3 条 → 法第 3 条
- ・本問題は、令和 2 年 9 月 1 日現在施行されている規定等に基づいて出題されています。

問題 1 下の図は、塩素化エチレン類を対象に(1)～(5)に示す処理の過程で生成する可能性がある物質を示している。これらの物質を生成する処理方法として次に掲げるもののうち、もっとも不適当なものはどれか。



- (1) 生石灰添加方式による抽出
- (2) 嫌気性生物分解
- (3) 過マンガン酸カリウムによる酸化分解
- (4) 鉄粉による還元分解
- (5) 好気性生物分解

問題 2 法の特有害物質に対する処理方法と、その際に用いられる薬剤の種類を組み合わせとして、もっとも不適当なものはどれか。

選択肢	特定有害物質	処理方法	薬剤の種類
(1)	1,2-ジクロロエチレン	化学分解（フェントン法）	過酸化水素及び鉄塩
(2)	クロロエチレン	透過性地下水浄化壁	鉄粉
(3)	鉛及びその化合物	不溶化	硫化ナトリウム
(4)	砒素及びその化合物	揚水した地下水の凝集沈殿処理	メタノール
(5)	1,2-ジクロロエチレン	嫌気性生物分解	乳酸ナトリウム

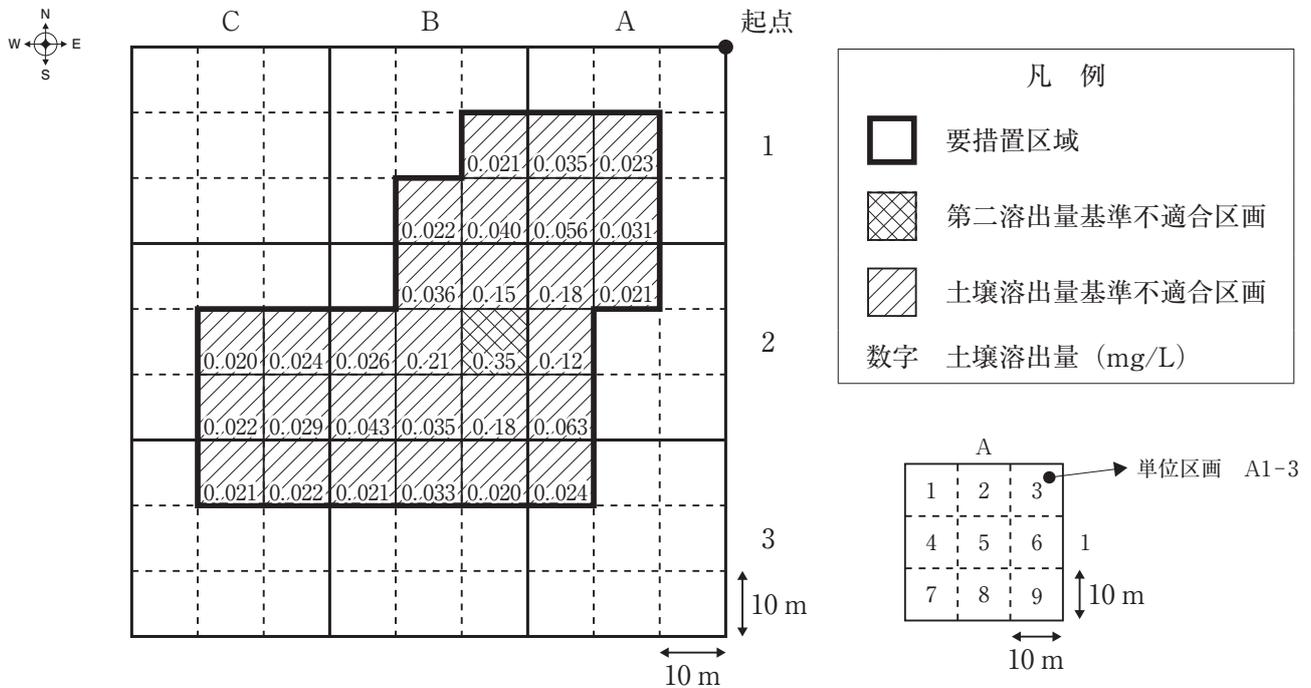
問題 3 法の汚染除去等計画の作成に係る詳細調査に関する次の記述のうち、指定調査機関が調査を実施しなければならないものとして、もっとも適当なものはどれか。

- (1) 目標土壌溶出量を超える汚染状態にある土壌の範囲を把握する。
- (2) 第二溶出量基準に適合しない汚染状態の土壌の範囲を把握する。
- (3) 帯水層の底部となる不透水層の深度分布等を把握する。
- (4) 第一種特定有害物質による要措置区域の指定を受けた単位区画のうち、土壌汚染状況調査におけるボーリング調査を行っていない単位区画において、実施措置を講ずることなく区域指定を解除するため、ボーリング調査により汚染状態を把握する。
- (5) 実施措置の実施に伴い法第 14 条の指定の申請をした場合の要措置区域の指定を解除するため、当該区域の汚染状態を把握する。

問題 4 土壌・地下水汚染対策に関する次の記述のうち、もっとも不適当なものはどれか。

- (1) ふっ素による地下水汚染が判明した土地で、汚染源を対象として地下水揚水を長年にわたり実施していた。改めて地下水中のふっ素濃度の平面的分布を調査したところ、高濃度部分が地下水の下流側に移動していたため、揚水井戸の配置や揚水量の変更を検討することとした。
- (2) 1,1,1-トリクロロエタンによる土壌汚染が判明した土地で、掘削除去を進めている。汚染土壌の場外搬出に先立ち、土壌試料を採取して 1,4-ジオキサンの土壌溶出量を分析したところ、一部の試料が土壌環境基準に不適合であったため、搬出先として予定していた業者に相談することとした。
- (3) テトラクロロエチレンによる土壌・地下水汚染が判明した土地で、汚染源を対象とした原位置浄化は着手までに時間を要することがわかったため、まず、鋼矢板による鉛直遮水壁及び揚水施設を敷地境界に設置する汚染拡散防止工事を先行することとした。
- (4) 鉛化合物による土壌汚染が判明した土地から発生する汚染土壌に不溶化剤を混合したが、地下水中の鉛濃度が地下水基準を満足しなかった。そこで pH を測定したところ 11 を超えていたため、水酸化カルシウムを追加で混合した。
- (5) 砒素化合物による土壌汚染が判明した土地から発生する汚染土壌に不溶化処理を施す。不溶化剤の添加量決定のために適用可能性試験を行うが、試験計画の際に pH 及び酸化還元電位の変化による砒素の化合形態の変化等に留意して検討することとした。

問題 5 法の土壤汚染状況調査を行った結果、下の図に示すように、^ひ砒素及びその化合物の土壤溶出量基準に不適合であって要措置区域に指定された土地において、掘削除去措置を実施する。土壤溶出量基準を超える汚染状態にある土壤の範囲を把握するために、ボーリングによる深度調査を計画するときの深度調査地点の設定方法に関する次のA～Dの記述のうち、正誤の組み合わせとしてもっとも適当なものはどれか。



- A 第二溶出量基準に適合しない単位区画 B2-6 を深度調査地点の1つとして設定する。
- B 第二溶出量基準に適合しない単位区画に隣接する単位区画 A2-1、A2-4、A2-7、B2-2、B2-3、B2-5、B2-8、B2-9 を深度調査地点の一部として設定する。
- C 要措置区域のうち、もっとも離れた2つの単位区画 A1-5 及び C3-2 を深度調査地点に設定し、全体の措置対象深さを設定する。
- D 単位区画 B3-1、B3-2、B3-3 のうち、土壤溶出量をもっとも高い単位区画 B3-2 を深度調査地点の1つとして設定する。

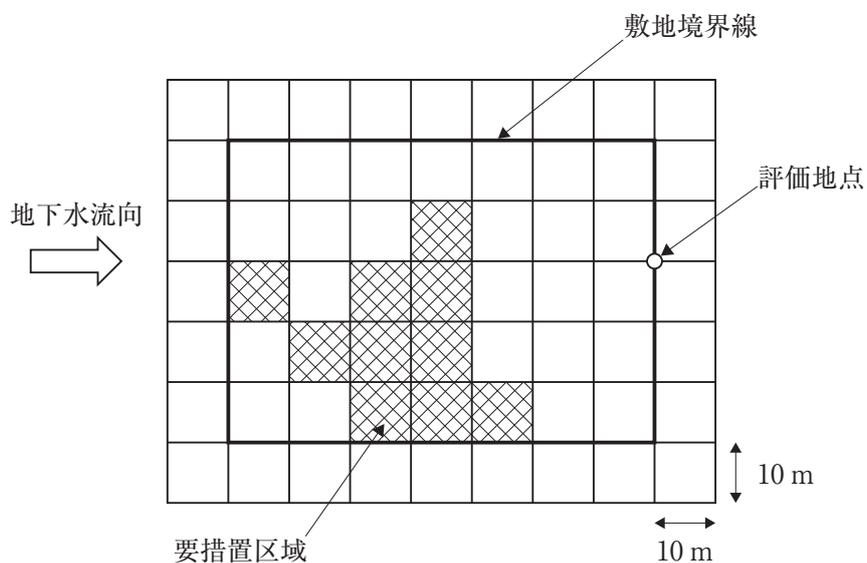
- | | | | | |
|-----|---|---|---|---|
| | A | B | C | D |
| (1) | 正 | 正 | 誤 | 正 |
| (2) | 正 | 正 | 誤 | 誤 |
| (3) | 正 | 誤 | 誤 | 正 |
| (4) | 誤 | 正 | 正 | 正 |
| (5) | 誤 | 誤 | 正 | 誤 |

問題 6 法の第二種特定有害物質で区域指定された要措置区域において掘削除去措置を実施するに当たり、周辺環境保全に係る環境測定計画を作成しようとしている。次のA～Eに示す測定項目のうち、措置実施範囲や周縁において風向に留意して、測定位置を設定しなければならないものとして、適当なものの組み合わせはどれか。

- A 大気における浮遊粉塵中の区域指定対象物質の濃度
- B 地下水中の区域指定対象物質の濃度
- C 地下水揚水に伴う地盤沈下
- D 振動
- E 騒音

- (1) A、B
- (2) A、C
- (3) A、E
- (4) B、D
- (5) B、E

問題 7 下の図に示す法の要措置区域について、環境省が公開している措置完了条件計算ツールを用いて措置完了条件を算定する。下の表に示す当該計算ツールの入力欄A～Cに入力すべき数値の組み合わせとして、もっとも適当なものはどれか。

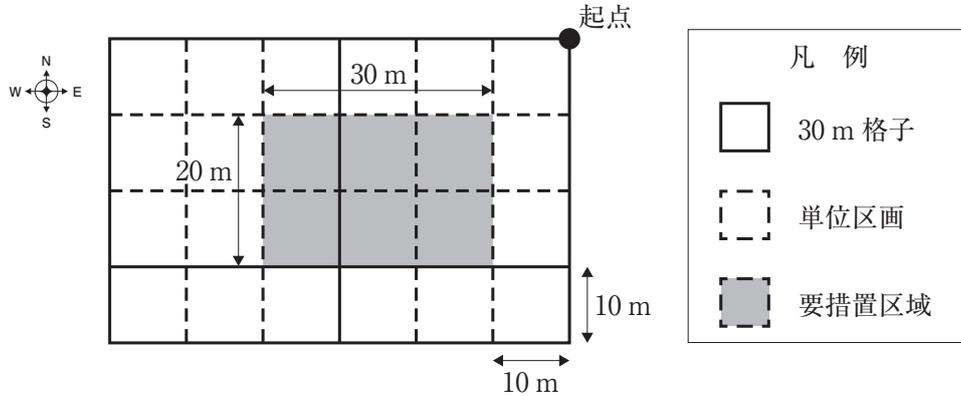


【入力値】

	名称	記号	数値	単位	備考
距離	評価地点までの距離	X	A	m	
基準不適合土壤の大きさ	基準不適合土壤の幅	Sw	B	m	
	基準不適合土壤の長さ	SL	C	m	

選択肢	A	B	C
(1)	20	40	50
(2)	28.2	40	50
(3)	28.2	50	40
(4)	30	40	50
(5)	30	50	40

問題 8 下の平面図に示す土壌含有量基準不適合により法の要措置区域に指定された土地において、盛土措置を実施することにした。この盛土措置に関する次の記述のうち、もっとも不適当なものはどれか。



平面図

- (1) 盛土材料として砕石を用い、この砕石により新たな汚染が生じるおそれがないことを事前に室内試験により確認した。
- (2) 基準不適合土壌と盛土材料を仕切る材料（仕切り材）として、砂利による仕切り材と同等の強度及び排水性を有するシート（ジオテキスタイル）を用いた。
- (3) 平面図に示す要措置区域に対し、盛土材料を厚さ 30 cm 盛り立てた。
- (4) 盛土材料が降雨により流出したり、風により飛散したりしないように、盛土全面を土木工事用シートで覆った。
- (5) 工事完了時に都道府県知事に対し、実施措置完了報告書を提出した。

問題 9 法の汚染の除去等の措置として実施される地下水の水質の測定に関する次の A～D の記述のうち、正誤の組み合わせとしてもっとも適当なものはどれか。

- A 第一種特定有害物質による要措置区域は、措置の完了を報告することができない。
- B 第二種特定有害物質による要措置区域では、措置の完了を報告し、都道府県知事が認めるときは、当該要措置区域の指定は解除されるが、改めて形質変更時要届出区域の指定を受けるとなる。
- C 六価クロム化合物による要措置区域では、降雨による浸透水が六価クロム化合物の溶出を促進し、地下水汚染を生じさせるおそれがあるため、措置の完了を報告するには、措置の対象となる単位区画を被覆し、雨水の浸透を防ぐ必要がある。
- D 鉛及びその化合物による要措置区域において、地下水の水質の測定を5年以上継続しており、かつ、直近の2年間において年4回以上実施しており、今後、目標地下水濃度を超えるおそれがないことが確認できた場合は、措置の完了を報告することができる。

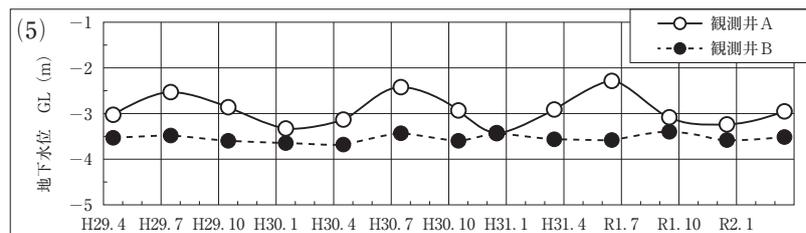
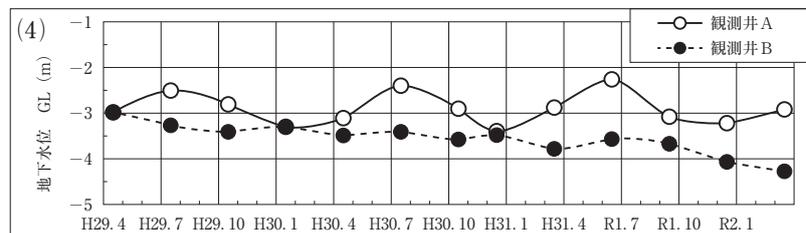
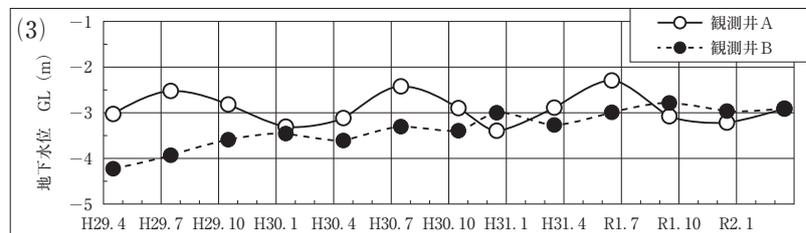
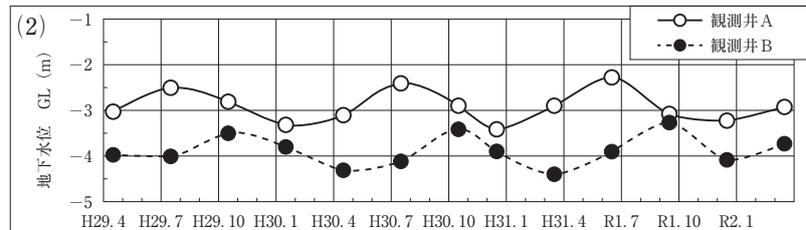
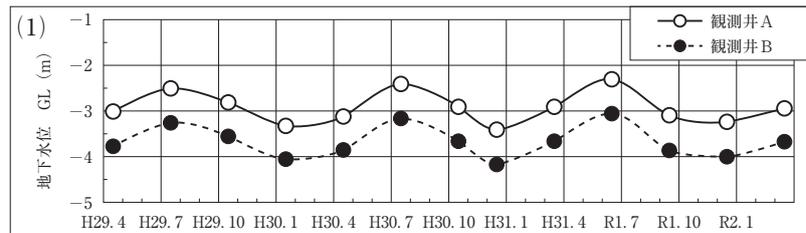
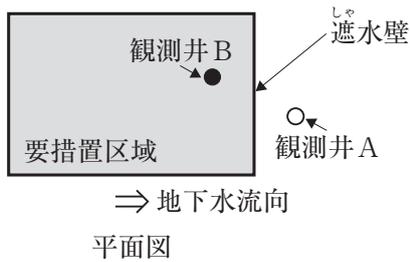
- | | A | B | C | D |
|-----|---|---|---|---|
| (1) | 正 | 誤 | 正 | 正 |
| (2) | 正 | 誤 | 正 | 誤 |
| (3) | 誤 | 正 | 正 | 正 |
| (4) | 誤 | 正 | 誤 | 正 |
| (5) | 誤 | 正 | 誤 | 誤 |

問題10 次の記述のうち、地下水流向の推定方法として、もっとも不適當なものはどれか。

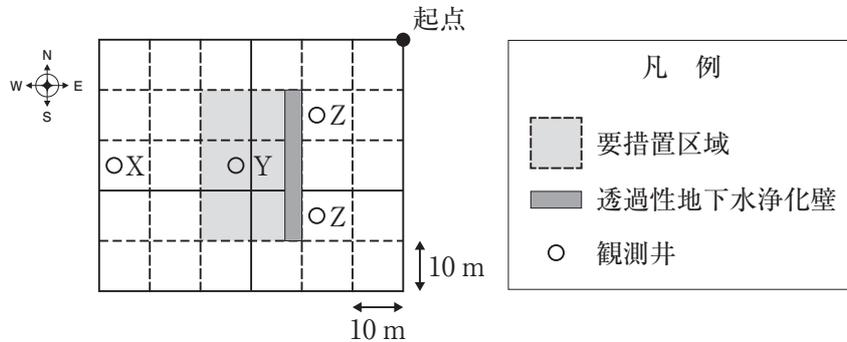
- (1) 4本以上の観測井において地下水位を測定し、水位等高線を作成して水位勾配から推定する方法
- (2) 井戸にトレーサー材を投入し、周囲にある観測井におけるトレーサー材の濃度変化により、地下水流向を推定する方法
- (3) 文献調査により、その地域におけるおおむねの地下水流向を推定する方法
- (4) 扇状地の不圧帯水層で、地形の勾配から推定する方法
- (5) 1本の観測井における地下水位の時間変化を精密に連続的に測定し、その変化傾向から推定する方法

問題11 下の平面図に示すように、法の要措置区域において原位置封じ込めを実施しており、平成29年4月から当該措置の効果を確認するための地下水位の測定を観測井A及び観測井Bで行っている。これらの観測井における地下水位の測定結果を示した次の図のうち、措置の完了を報告することができる結果として、もっとも適当なものはどれか。

なお、この地下水位の測定期間中において、観測井Aにおける地下水の水質の濃度は地下水基準に適合しており、遮水壁により封じ込められた範囲で地下水揚水は行っていないものとする。



問題12 下の図に示す法の要措置区域で実施する透過性地下水浄化壁による地下水汚染の拡大の防止の措置に関する次のA～Eの記述のうち、正誤の組み合わせとしてもっとも適当なものはどれか。



- A 観測井X及びZにおける地下水位の測定により、地下水流向が要措置区域から浄化壁に向かっていていることを確認している。
- B 観測井Yにおける地下水の水質の測定により、当該措置の目的である土壤汚染の除去効果を確認している。
- C 観測井Zにおける地下水の水質の測定により、目標地下水濃度を超える汚染状態の地下水汚染が拡大していないことを確認している。
- D 観測井Zにおける地下水の水質の測定により、目標地下水濃度を超えないことを年4回以上2年間定期的に確認すれば、措置の完了を報告することができる。
- E 観測井Y及びZにおける地下水の水質の測定では、地下水試料を地下水面付近から採水している。

- | | A | B | C | D | E |
|-----|---|---|---|---|---|
| (1) | 正 | 正 | 正 | 誤 | 誤 |
| (2) | 正 | 誤 | 正 | 誤 | 誤 |
| (3) | 正 | 誤 | 誤 | 正 | 正 |
| (4) | 誤 | 正 | 誤 | 正 | 誤 |
| (5) | 誤 | 誤 | 正 | 誤 | 誤 |

問題13 法の要措置区域において汚染の除去等の措置を実施する際の留意事項に関する次のA～Dの記述のうち、正誤の組み合わせとしてみっとも適当なものはどれか。

- A 六価クロム化合物と鉛及びその化合物で土壤溶出量基準不適合となった土壤の掘削除去の実施中に、仮置き土に雨水が浸透すると、六価クロムと鉛が流出水中に溶出する懸念がある。
- B 人為等由来のトリクロロエチレンと、自然由来の鉛及びその化合物と砒素及びその化合物の汚染のおそれがある土地で、トリクロロエチレンで土壤溶出量基準不適合となった土壤に抽出処理を行うために生石灰を混合すると、鉛及びその化合物が土壤溶出量基準を超えて検出される場合がある。砒素及びその化合物については、その懸念はない。
- C メッキ工場においてシアン化合物で土壤溶出量基準不適合となった土壤に化学処理として酸化を行う場合は、三価の状態で存在していたクロムが六価クロムになる可能性があるので留意が必要である。
- D シアン化合物と砒素及びその化合物で土壤溶出量基準不適合となった土壤に遮水工封じ込めを行う場合で、措置の対象となる土壤中に高濃度の油分が共存するときは、遮水材料の遮水効力や耐久性に影響がないことを確認して適用しなければならない。

A B C D

- (1) 正 正 正 誤
(2) 正 正 誤 誤
(3) 正 誤 正 正
(4) 誤 正 正 正
(5) 誤 正 誤 正

問題14 汚染の除去等の措置として実施される掘削除去に関する次のA～Dの記述のうち、正誤の組み合わせとしてもっとも適当なものはどれか。

- A 目標土壌溶出量を超える汚染状態にある土壌を掘削した場所に埋め戻す土壌は、目標土壌溶出量を超えないかつ土壌含有量基準に適合している必要がある。
- B 土地の所有者等は、目標土壌溶出量及び目標地下水濃度として、それぞれ土壌溶出量基準及び地下水基準を設定することができる。
- C 敷地境界等が接近していて工事が困難な場所において当該措置を行う場合は、事前に都道府県知事とその措置の実施範囲、工法について協議した後に実施することが望ましい。
- D 詳細調査で単位区画ごとにボーリング調査を行うことにより確定した掘削範囲の土壌が確実に除去されたことの確認は、測量等で行うとともに、試料採取等による底面管理及び側面管理を行わなければならない。

A B C D

- (1) 正 正 正 正
- (2) 正 正 正 誤
- (3) 正 誤 誤 誤
- (4) 誤 正 誤 誤
- (5) 誤 誤 正 正

問題15 下の表は、地下水等の摂取によるリスクを対象とした原位置浄化法と、その対象となる法の特定有害物質をまとめたものである。次の表のA～Dに入る原位置浄化法の名称の組み合わせとして、もっとも適当なものはどれか。

原位置浄化法の名称		A	B	C	D
特定有害物質となる対象物質	第一種	○	○	○	○
	第二種	○	×	シアン化合物のみ適用可	水銀及びその化合物のみ適用可

○：すべての物質に適用可、×：適用は難しい

選択肢	A	B	C	D
(1)	土壌ガス吸引	地下水揚水	加熱脱着	生物処理
(2)	地下水揚水	土壌ガス吸引	エアースパージング	生物処理
(3)	エアースパージング	地下水揚水	化学処理	原位置土壌洗浄
(4)	原位置土壌洗浄	エアースパージング	生物処理	土壌ガス吸引
(5)	原位置土壌洗浄	土壌ガス吸引	化学処理	加熱脱着

問題16 法の要措置区域において原位置での封じ込め又は浄化の措置を実施する際の留意事項に関する次の記述のうち、もっとも不適当なものはどれか。

- (1) 事前のボーリング調査により不透水層の位置、厚さ、連続性を確認することとした。
- (2) クロロエチレンを対象として原位置抽出のうち地下水揚水法を適用する際に、揚水によって地盤沈下を発生させないように、定期的に揚水量、地下水位及び地盤変位量の測定を行い記録することとした。
- (3) トリクロロエチレンを対象として原位置分解のうち化学処理法を適用する場合で、酸化分解を計画する際に、あらかじめ対象地の設備配置図を入手し、現地踏査により埋設配管等の地下埋設物の有無を確認することとした。
- (4) テトラクロロエチレンを対象として原位置分解のうち嫌気性生物分解を実施する際に、有機酸や硫化水素の発生状態を確認するため、観測井において定期的に地下水中の塩化物イオン濃度の測定を行うこととした。
- (5) ふっ素及びその化合物を対象として原位置土壌洗浄を適用する際に、土壌・地下水汚染の拡大を防止するため、事前に効果予測を行った上で井戸位置や注水・揚水量を設定し、観測井において定期的に地下水中のふっ素濃度や地下水位をモニタリングすることとした。

問題17 法の形質変更時要届出区域における特定有害物質の種類と、当該区域内で土地の形質の変更を行う場合のもっとも浅い帯水層へ汚染拡散を招かない施行方法の組み合わせとして、もっとも不適当なものはどれか。

なお、いずれの物質においても、第二溶出量基準を超えているものとする。

選択肢	特定有害物質の種類	形質変更時 要届出区域 の分類	浅い帯水層へ汚染拡散を招かない施行方法		
			遮水壁 ^{しゝ} *1	地下水位 ^{しゝ} *2	地下水質 ^{しゝ} *3
(1)	テトラクロロエチレン	一般管理区域	打設せず	管理	監視
(2)	ベンゼン	埋立地管理区域	打設せず	管理せず	監視
(3)	砒素 ^ひ 及びその化合物	一般管理区域	打設せず	管理	監視
(4)	ふっ素 ^ふ 及びその化合物	埋立地管理区域	打設せず	管理	監視せず
(5)	ポリ塩化ビフェニル (PCB)	一般管理区域	打設	管理	監視

* 1 : 土地の形質変更範囲の周囲に準不透水層まで遮水壁^{しゝ}を打設し、地下水流動を遮断^{しゝ}する方法
* 2 : 土地の形質変更範囲内の地下水位を測定あるいは水面を目視確認することで管理する方法
* 3 : 土地の形質変更範囲の周囲における地下水の水質を監視する方法

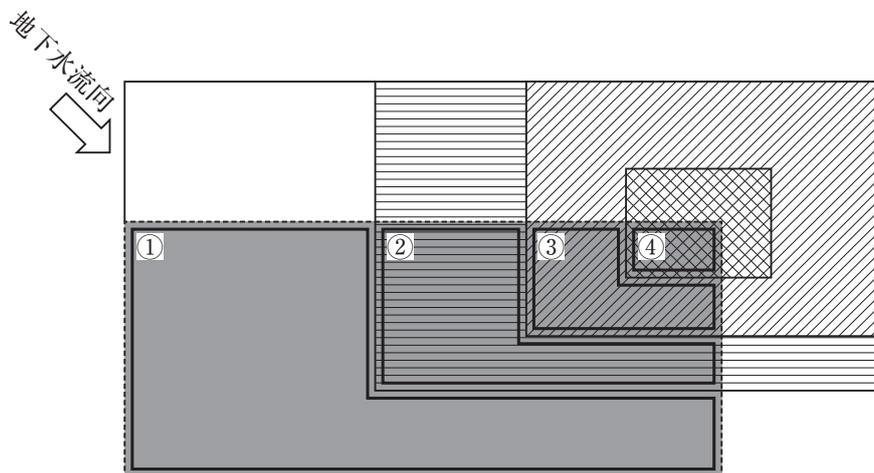
問題18 法の要措置区域において、汚染の拡散をもたさない方法による土地の形質の変更を行う。

次の記述のうち、帯水層の深さに係る確認の申請時に必要となる事項として、もっとも不適当なものはどれか。

- (1) 地下水位を観測するための井戸を設置した地点及び当該地点に当該井戸を設置した理由
- (2) 1年間にわたる地下水位の観測の結果
- (3) 1年間の地下水位の平均値
- (4) 地下水位を観測するための井戸を設置した地点の地質柱状図
- (5) 要措置区域内のもっとも浅い帯水層の地下水位等高線図

問題19 下の図は、地歴調査に基づいて汚染のおそれの由来に応じて土地を区分した結果である。図中の土地①～④について、法の臨海部特例区域となることができる土地の要件に関する次のA～Dの記述のうち、正誤の組み合わせとして正しいものはどれか。

なお、対象地内に水面埋立て土砂に由来する汚染のおそれはなく、土地①～④やこれらの土地から地下水の下流側にある海域までの間の土地は、すべて工業専用地域である。



凡例	汚染のおそれの由来に応じた区分	汚染状態又は汚染のおそれの区分
	自然に由来する汚染のおそれがある土地	自然に由来する ^ひ 砒素及びその化合物が土壤溶出量基準に不適合(第二溶出量基準に適合)で地質的に同質な状態で広がっている
	人為等に由来する汚染のおそれがある土地	人為等由来の土壤汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地
		人為等由来の土壤汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地
		人為等由来の土壤汚染が存在するおそれがないと認められる土地
	人為等に由来する汚染のおそれがない土地	—

- A 土地①は、臨海部特例区域になることができる土地の要件を満たしている。
- B 土地②は、土壤汚染状況調査もしくはそれに準じた方法による調査を実施しない場合でも、臨海部特例区域になることができる土地の要件を満たしている。
- C 土地③は、土壤汚染状況調査もしくはそれに準じた方法による調査を実施しない場合でも、臨海部特例区域になることができる土地の要件を満たしている。
- D 土地④は、土壤汚染状況調査に準じた方法による調査の結果、人為等に由来する汚染がない土地であると認められても、臨海部特例区域になることができる土地の要件を満たすことはない。

	A	B	C	D
(1)	正	正	正	誤
(2)	正	正	誤	誤
(3)	正	誤	正	誤
(4)	誤	正	誤	正
(5)	誤	誤	誤	正

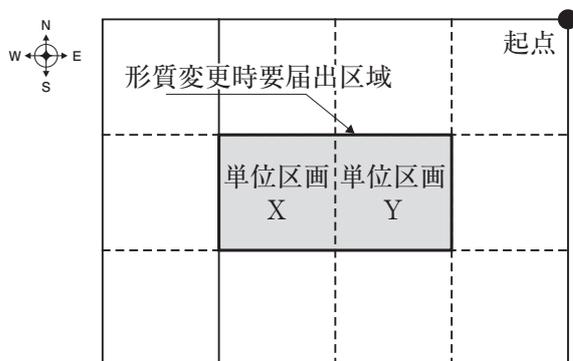
問題20 法の認定調査に関する次の記述のうち、もっとも不適当なものはどれか。

- (1) 汚染のおそれが生じた場所の位置が掘削深さよりも深い位置にある場合には、省略した土壌汚染状況調査の追完を行うことなく、搬出土壌に対して認定調査を行えばよい。
- (2) 土壌の搬入に係る記録については、要措置区域等に指定された日から認定調査を行う日までの間、継続して1年ごとに届け出なかった場合にあっては、すべての特定有害物質（PCBを除く第三種特定有害物質については、認定調査時地歴調査により、汚染のおそれがないと認められる場合には、試料採取等の対象から除く。）が試料採取等の対象となる。
- (3) 掘削対象単位区画内の土壌のうち、汚染除去等計画に基づきオンサイト浄化が実施された土壌であって、目標土壌溶出量（土壌溶出量基準以外の値）を超えない汚染状態であることが確認されており、適切に管理されている土壌は認定を受けることができる。
- (4) 不溶化処理により土壌溶出量基準に適合した土壌は認定を受けることができない。
- (5) 汚染の除去等の措置として原位置浄化を実施した要措置区域であって、当該措置の効果を確認するための地下水の水質の測定を行っている期間における当該土地の土壌は認定を受けることができない。

問題21 下の図に示す単位区画X及びYが隣接する法の形質変更時要届出区域において、深さ5mまで土壌を掘削し、当該区域外に搬出するために、掘削前認定調査を行う。各単位区画の区域指定対象物質を下の表に示す。また、認定調査時地歴調査により、以下の情報を得た。

- ① 当該区域指定に係る土壌汚染状況調査では、試料採取等を行う深さを限定せず、地表にのみ汚染の生じた場所の位置がある。
- ② 都道府県知事は、要措置区域等外からの土壌の搬入記録の届出（規則第59条の2第2項第3号イ）により、単位区画Yの一部において盛土が行われ、当該土壌が基準適合であることを確認している。
- ③ 都道府県知事は、3mより深い深さにおいて、土地の形質の変更の届出（法第12条）により、土壌の区域内移動がないことを確認している。
- ④ 都道府県知事は、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為による土壌の区域内移動がないことを確認していない。
- ⑤ 当該区域における地下水位は、常に掘削深さより1m以上深い深さにある。

この掘削前認定調査において、単位区画Xの表層、深さ2m及び深さ4mにおける試料採取等対象物質の組み合わせとして、もっとも適当なものはどれか。

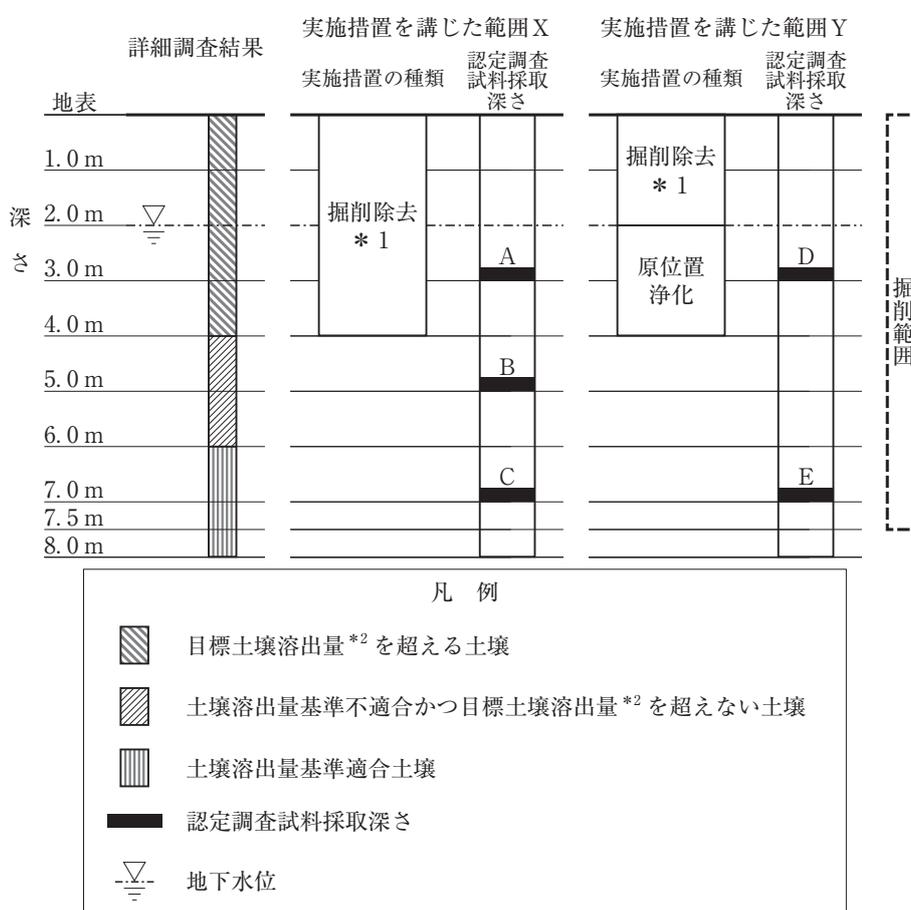


単位区画	区域指定対象物質
X	鉛及びその化合物 砒素及びその化合物
Y	ふっ素及びその化合物

選択肢	単位区画Xの表層	単位区画Xの深さ2m	単位区画Xの深さ4m
(1)	該当なし	鉛、 ^ひ 砒素	鉛、 ^ひ 砒素
(2)	該当なし	鉛、 ^ひ 砒素、ふっ素	鉛、 ^ひ 砒素
(3)	該当なし	鉛、 ^ひ 砒素、ふっ素	鉛、 ^ひ 砒素、ふっ素
(4)	該当なし	すべての特定有害物質	すべての特定有害物質
(5)	鉛、 ^ひ 砒素	鉛、 ^ひ 砒素	鉛、 ^ひ 砒素

問題22 法の要措置区域において、下の図に示す詳細調査結果に基づき、範囲X及びYでそれぞれの実施措置を講じた後、当該措置の効果を確認するための地下水の水質の測定を行っており、地下水基準不適合かつ目標地下水濃度以下で推移している。この地下水の水質の測定期間中に、深さ7.5 mまで当該範囲の土壌を掘削し、当該範囲外に搬出することを計画しており、掘削前認定調査を行うこととなった。図中の認定調査試料採取深さA～Eのうち、認定を受けられる可能性がある土壌として、適当なものの組み合わせはどれか。

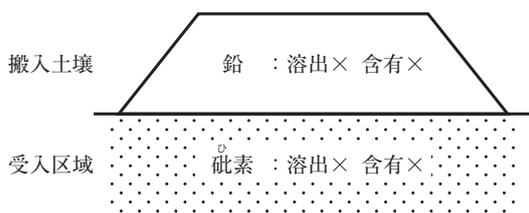
なお、当該区域指定に係る土壌汚染状況調査では、試料採取等を行う深さを限定せず、都道府県知事は当該措置の工事完了後、当該区域外からの土壌の搬入がないこと、土地の形質の変更及び通常管理行為、軽易な行為その他の行為による土壌の区域内移動がないことを確認しているものとする。



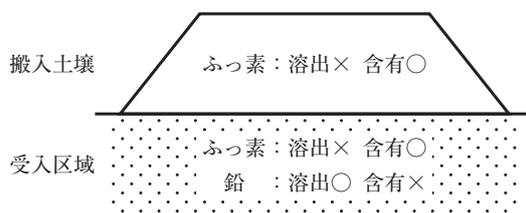
* 1 浄化等済土壌を埋め戻す
 * 2 土壌溶出量基準ではない目標土壌溶出量

- (1) A、B、C
- (2) A、C
- (3) A、D
- (4) C、E
- (5) すべて可能性はない

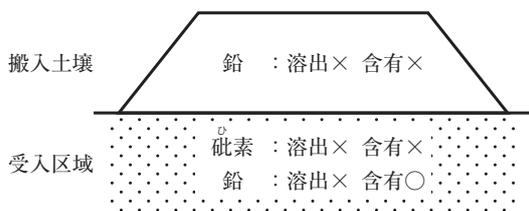
問題23 下の図は、法の自然由来等形質変更時要届出区域間で自然由来等土壌を移動（区域間移動）した際の、受入区域と搬入土壌におけるそれぞれの区域指定対象物質の汚染状態を示したものである。区域間移動が可能な搬入土壌の汚染状態として、もっとも適当なものはどれか。



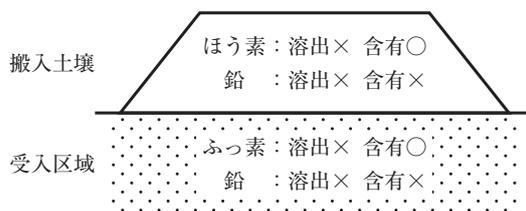
(1)



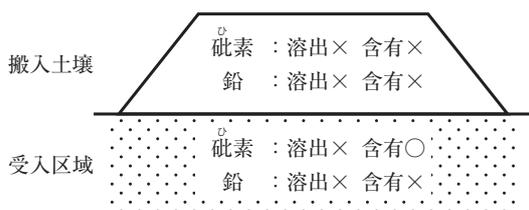
(2)



(3)



(4)



(5)

凡例	
溶出○	: 土壌溶出量基準適合
溶出×	: 土壌溶出量基準不適合
含有○	: 土壌含有量基準適合
含有×	: 土壌含有量基準不適合

問題24 法の土壤汚染状況調査に基づき指定された複数の区域間における土壤の移動に関する次の記述のうち、もっとも不適当なものはどれか。

- (1) 要措置区域から搬出する汚染土壤を、別の契機で行われた土壤汚染状況調査の結果に基づき指定された他の要措置区域へ移動することはできない。
- (2) 要措置区域から搬出する汚染土壤を、一の土壤汚染状況調査の結果に基づき指定された他の要措置区域へ移動する場合には、事前の届出が必要である。
- (3) 要措置区域から汚染土壤を搬出し、一の土壤汚染状況調査の結果に基づき指定された他の要措置区域へ移動する者は、環境省令で定める基準に従って管理票を交付しなければならない。
- (4) 要措置区域から搬出する汚染土壤は、一の土壤汚染状況調査の結果に基づき指定された他の要措置区域又は形質変更時要届出区域へ移動することができる。
- (5) 要措置区域において汚染の除去等の措置として掘削除去を実施し、飛び地間移動により搬入する汚染土壤を用いて埋め戻す場合は、当該埋め戻し土壤の汚染状態が目標土壤溶出量を超えない土壤かつ土壤含有量基準に適合している土壤であることを確認しなければならない。

問題25 法の要措置区域から公道を通行して汚染土壤を搬出する場合における適切な運搬容器等に関する次の記述のうち、もっとも不適当なものはどれか。

なお、当該搬出は飛び地間移動ではなく、運搬車両は荷台から特定有害物質等が浸透・流出しない構造を有するダンプトラックである。

- (1) トリクロロエチレンの土壤溶出量基準に不適合（第二溶出量基準に適合）な汚染土壤をフレキシブルコンテナ（内袋なし）に封入することとした。
- (2) シアン化合物の土壤溶出量基準に不適合（第二溶出量基準に適合）な汚染土壤をフレキシブルコンテナ（内袋なし）に封入し、荷台を浸透防止シートにより覆うこととした。
- (3) 六価クロム化合物の第二溶出量基準に不適合な汚染土壤をばら積みし、荷台を浸透防止シートにより覆うこととした。
- (4) 砒素及びその化合物の土壤溶出量基準に不適合（第二溶出量基準に適合）な汚染土壤をフレキシブルコンテナ（内袋あり）に封入し、荷台を浸透防止シートにより覆うこととした。
- (5) ポリ塩化ビフェニル（PCB）の土壤溶出量基準に不適合（第二溶出量基準に適合）な汚染土壤をフレキシブルコンテナ（内袋あり）に封入することとした。

問題26 法の目的に関する次の記述の ～ に入る語句として、正しいものの組み合わせはどれか。

この法律は、土壌の特定有害物質による汚染の状況の把握に関する措置及び を定めること等により、 、もって を目的とする。

選択肢	A	B	C
(1)	その汚染による人の健康に係る被害の防止に関する措置	土壌の特定有害物質による汚染の防止を図り	国民の健康の保護及び生活環境の保全
(2)	その汚染による人の健康に係る被害の防止に関する措置	土壌の特定有害物質による汚染の防止を図り	国民の健康を保護すること
(3)	その汚染による人の健康に係る被害の防止に関する措置	土壌汚染対策の実施を図り	国民の健康を保護すること
(4)	その汚染により人の健康に被害が生じた場合の事業場における措置	土壌の特定有害物質による汚染の防止を図り	国民の健康を保護すること
(5)	その汚染により人の健康に被害が生じた場合の事業場における措置	土壌汚染対策の実施を図り	国民の健康の保護及び生活環境の保全

問題27 法第3条に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- (1) 使用が廃止された特定有害物質を貯蔵する施設に係る事業場の敷地であった土地の所有者は、法第3条第1項に基づき土壤汚染状況調査の結果を都道府県知事に報告しなければならない。
- (2) 有害物質使用特定施設の使用が廃止された土地で、当該土地が引き続き工場又は事業場の敷地として利用される場合は、法第3条第1項ただし書の確認を受けることができない。
- (3) 小規模な事業場において有害物質使用特定施設を廃止するときに、当該事業場の設置者の住居が同一敷地内にあり、当該施設の廃止後も引き続き当該住居に居住し続ける場合には、当該敷地の住居に係る部分についてのみ、法第3条第1項ただし書の確認を受けることができる。
- (4) 都道府県知事は、有害物質使用特定施設の使用の廃止の届出を受けた場合、当該有害物質使用特定施設を設置していた者以外に当該土地の所有者等があるときは、当該土地の所有者等に対し、当該有害物質使用特定施設の使用が廃止された旨を通知するものとする。
- (5) 法第3条第1項ただし書の確認を受け、当該確認を取り消されていない場合、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染の状況の調査及びその結果の都道府県知事への報告を求められることはない。

問題28 法第3条第1項ただし書に関する次のA～Dの記述のうち、正誤の組み合わせとして正しいものはどれか。

- A 都道府県知事は、法第3条第1項ただし書の確認を受けた土地の利用の方法の変更の届出を受けた場合は、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、当該土地の所有者等に対し、指定調査機関に調査させて、その結果を都道府県知事に報告すべき旨を命ずるものとする。
- B 法第3条第1項ただし書の確認に係る土地において、一定の面積以上の土地の形質の変更を行う場合、必ず都道府県知事に対し、土地の形質の変更の届出を行わなければならない。
- C 法第3条第1項ただし書の確認を受けた者は、非常災害のために必要な応急措置として行う土地の形質の変更を行った後、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- D 都道府県知事は、法第3条第1項ただし書の確認を受けた土地の形質の変更の届出を受けた場合において、当該土地の形質の変更により人の健康に係る被害が生ずるおそれがないと認められないときは、当該確認を取り消すものとする。

A B C D

- (1) 正 正 正 誤
(2) 正 誤 誤 正
(3) 正 誤 誤 誤
(4) 誤 誤 正 正
(5) 誤 誤 誤 誤

問題29 法第4条の土地の形質の変更の届出又は調査の命令に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- (1) 3,000 m²以上の土地の形質の変更を行う場合であっても、法第3条第1項ただし書の確認を受けた土地の範囲内である場合には、法第4条第1項の届出は不要である。
- (2) 現に有害物質使用特定施設が設置されている工場の敷地において、形質変更の対象となる土地の区域外への土壌の搬出及び土壌の飛散又は流出がなく、土地の形質の変更に係る部分の深さが50 cm未満の土地の形質の変更を行う場合であっても、当該土地の形質の変更に係る部分の面積が900 m²以上であるときは、都道府県知事に届出が必要である。
- (3) 土地の形質の変更に係る部分の面積が3,500 m²の土地の形質の変更を行う場合、当該土地の形質の変更に着手する日の14日前までに都道府県知事に届出が必要である。
- (4) 鉱山保安法の規定に基づく鉱山である土地において行われる土地の形質の変更であって、当該土地の形質の変更の対象となる区域外へ土壌を搬出する場合は、都道府県知事に届出が必要である。
- (5) 都道府県知事は、法第4条第1項の土地の形質の変更の届出を受けた場合において、当該土地が特定有害物質によって汚染されているおそれがあると認めるときは、当該土地の形質の変更をしようとする者に対し、土壌汚染状況調査の結果を報告すべきことを命ずることができる。

問題30 法第5条に基づく土壤汚染状況調査に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- (1) 都道府県知事は、土壤の汚染状態が土壤溶出量基準に適合しないことが明らかである土地について、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染に起因して地下水汚染が生ずることが確実であり、かつ、当該土地に人が立ち入ることができる場合には、法第5条の調査結果の報告を命じることができる。
- (2) 都道府県知事は、土壤の汚染状態が土壤溶出量基準に適合しないおそれがある土地について、当該土壤の特定有害物質による汚染に起因して現に地下水汚染が生じており、かつ、当該土地の周辺で水道法の規定に基づく水道事業の原水として用いることが確実である場合には、法第5条の調査結果の報告を命じることができる。
- (3) 法第3条第1項ただし書に基づき、土壤汚染状況調査の実施が猶予されている土地であっても、都道府県知事が土壤の汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがあると認めるときは、土地の所有者等に法第5条の調査結果の報告を命じることができる。
- (4) 土壤の汚染状態が土壤溶出量基準に適合しないことが明らかで、当該土壤の汚染に起因して現に地下水汚染が生じているとすれば地下水汚染が拡大するおそれがあると認められる区域に、都道府県地域防災計画等に基づき、災害時に飲用に用いられる井戸がある場合には、都道府県知事は、法第5条の調査結果の報告を命じることができる。
- (5) 都道府県知事は、過失がなく法第5条の調査を命ずべき者を確知することができず、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認められるときは、都道府県知事の負担において、当該調査を自ら行うことができる。

問題31 法の台帳に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- (1) 都道府県知事は、指定が解除された要措置区域及び形質変更時要届出区域の台帳を調製し、保管しなければならない。
- (2) 要措置区域等の台帳は、帳簿及び図面で調製される。
- (3) 要措置区域等の台帳に係る帳簿に記載する事項として、要措置区域等に指定された年月日、要措置区域等の所在地、要措置区域等の概況、土壤汚染状況調査を行った指定調査機関の氏名又は名称がある。
- (4) 要措置区域等の台帳に係る帳簿の記載事項、図面又は書類に変更があったときは、都道府県知事は、すみやかにこれを修正しなければならない。
- (5) 都道府県知事は、台帳の閲覧を求められたときは、土地の所有者等の合意がなければ、閲覧させることができない。

問題32 法の汚染除去等計画に関する次の記述の ～ に入る語句として、正しいものの組み合わせはどれか。

都道府県知事は、要措置区域の指定をしたときは、 に対し、汚染除去等計画を作成し、都道府県知事に提出すべきことを指示する。汚染除去等計画を提出した者は、、当該実施措置を講じたときは、環境省令で定めるところにより、。

選択肢	A	B	C
(1)	その土地の所有者等	提出した日から起算して30日を経過した後でなければ、実施措置を講じてはならず	その旨を都道府県知事に報告しなければならない
(2)	その土地の所有者等	提出した日から起算して30日を経過した後でなければ、実施措置を講じてはならず	実施した措置に係る記録を作成し、5年間保存しなければならない
(3)	その土地の所有者等	提出後、ただちに実施措置を講じなければならない	その旨を都道府県知事に報告しなければならない
(4)	その土地の土壤汚染を生じさせる行為をした者	提出した日から起算して30日を経過した後でなければ、実施措置を講じてはならず	実施した措置に係る記録を作成し、5年間保存しなければならない
(5)	その土地の土壤汚染を生じさせる行為をした者	提出後、ただちに実施措置を講じなければならない	その旨を都道府県知事に報告しなければならない

問題33 法の要措置区域内における土地の形質の変更の禁止の例外とされる行為に関する次のA～Dの記述のうち、正誤の組み合わせとして正しいものはどれか。

- A 都道府県知事から指示を受けた者が汚染除去等計画に基づく実施措置として行う行為は例外とされる。
- B 汚染除去等計画に基づく実施措置を講ずるために設けられた構造物に変更を加える行為は例外とされる。
- C 土壤汚染の状況その他の必要な情報を把握するために行う土壤の採取及び測定に係るボーリング又は観測井を設けるために行うボーリングは施行方法によらず例外とされる。
- D 汚染除去等計画に基づく実施措置と一体として行われる土地の形質の変更であって、その施行方法が環境大臣が定める基準に適合する旨の都道府県知事の確認を受けたものは例外とされる。

- | | A | B | C | D |
|-----|---|---|---|---|
| (1) | 正 | 正 | 正 | 誤 |
| (2) | 正 | 正 | 誤 | 誤 |
| (3) | 正 | 誤 | 正 | 誤 |
| (4) | 正 | 誤 | 誤 | 正 |
| (5) | 誤 | 誤 | 正 | 正 |

問題34 法の形質変更時要届出区域における土地の形質の変更に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- (1) 形質変更時要届出区域内において3,000 m²以上の土地の形質の変更を行おうとする者は、法第4条第1項の規定に基づき都道府県知事に届け出なければならない。
- (2) 形質変更時要届出区域内において土地の形質の変更をしようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の14日前までに、当該土地の形質の変更の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。
- (3) 都道府県知事は、形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の届出を受けた場合において、その施行方法が基準に適合しないと認めるときは、その土地の形質の変更が完了するまでの期間に限り、その計画の変更を命ずることができる。
- (4) 形質変更時要届出区域のうち臨海部特例区域内で土地の形質の変更をした者は、土地の形質の変更に係る記録をその作成の日から5年間保存し、かつ、1年ごとに、当該期間中において行った当該土地の形質の変更の種類等を都道府県知事に届け出なければならない。
- (5) 自然由来等形質変更時要届出区域内の自然由来等土壌を他の自然由来等形質変更時要届出区域内の土地の形質の変更に自ら使用する者は、都道府県知事に土地の形質の変更の届出をする必要がない。

問題35 法第14条の指定の申請に関する次のA～Dの記述のうち、正誤の組み合わせとして正しいものはどれか。

- A 土地の所有者等は、法第3条第1項本文及び第8項、第4条第3項本文並びに第5条第1項の規定の適用を受けない土地で、かつ、法第4条第2項の規定による土壤汚染状況調査の結果の提出がない土地について、指定の申請を行うことができる。
- B 指定の申請を行う土地において、当該申請に係る所有者等以外の所有者等がいるときは、あらかじめ、その全員の合意を得なければならない。
- C 都道府県知事は、指定の申請があった場合において、必要があると認めるときは、当該申請に係る土地の土壤汚染を生じさせる行為をした者に対し、申請に係る資料の提出を求めることができる。
- D 土地の所有者等が指定の申請を行う際には、指定調査機関に当該土地の汚染の状況を調査させなければならない。

A B C D

- (1) 正 正 誤 正
- (2) 正 正 誤 誤
- (3) 正 誤 正 誤
- (4) 誤 正 誤 誤
- (5) 誤 誤 正 正

問題36 法の汚染土壌の搬出に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- (1) 要措置区域等内の土地の土壌を当該区域外へ搬出しようとする者は、当該汚染土壌の搬出に着手する日の14日前までに都道府県知事に届け出なければならない。
- (2) 汚染土壌の区域外搬出届出書には、汚染土壌の特定有害物質による汚染状態、体積、運搬の方法、運搬する者の氏名又は名称、搬出の着手予定日等を記載しなければならない。
- (3) 非常災害のために必要な応急措置として要措置区域等内の土地の土壌を当該区域外へ搬出した場合、搬出した者は、搬出した日から起算して30日以内に都道府県知事に届け出なければならない。
- (4) 試験研究のために要措置区域等内の土地の土壌を当該区域外へ搬出する場合は、都道府県知事へ届け出る必要はない。
- (5) 都道府県知事は、当該搬出に係る汚染土壌の運搬の方法が汚染土壌の運搬に関する基準に違反していると認めるときは、届出を受けた日から14日以内に限り、その届出をした者に対し、当該汚染土壌の運搬の方法を変更すべきことを命ずることができる。

問題37 法の汚染土壌の処理に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- (1) 自然由来等土壌利用施設は、自然由来等土壌を利用する施設であり、自然由来等土壌構造物利用施設、自然由来等土壌海面埋立施設、自然由来等土壌浄化処理施設のいずれかに該当するものである。
- (2) 汚染土壌処理業者は、汚染土壌が汚染土壌処理施設に搬入された日から60日以内に、当該汚染土壌の処理を終了しなければならない。
- (3) 汚染土壌処理業者は、汚染土壌処理施設の正常な機能を維持するため、当該汚染土壌処理施設の点検及び機能検査を行い、その記録を定められた期間保存する必要がある。
- (4) 浄化等処理施設のうち不溶化を行うためのものにあつては、第二種特定有害物質の土壌溶出量基準に適合しない特定有害物質を含む汚染土壌を受け入れることができる。
- (5) 汚染土壌処理業者は、汚染土壌処理施設内において汚染土壌の移動を行う場合であっても、当該汚染土壌の飛散を防止する必要がある。

問題38 法の指定調査機関に関する次のA～Dの記述のうち、正しいものはいくつあるか。

- A 指定調査機関の指定を受けようとする者は、土壌汚染状況調査等の業務を適確かつ円滑に遂行するために必要な人員を確保する能力を有していれば、債務超過であっても指定調査機関の指定を受けることができる。
- B 指定調査機関は、業務規程において技術管理者による土壌汚染状況調査等に従事する他の者の監督に関する事項等を定めなければならない。
- C 法人である指定調査機関は、役員を変更した場合、遅滞なく、指定をした環境大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。
- D 指定調査機関が指定の更新を受けようとするときは、その者が現に受けている指定の有効期間の満了の日の3か月前までに、指定をした環境大臣又は都道府県知事に更新の申請書を提出しなければならない。

- (1) なし
- (2) 1つ
- (3) 2つ
- (4) 3つ
- (5) 4つ

問題39 法の技術管理者に関する次のA～Eの記述のうち、正しいものの組み合わせはどれか。

- A 指定調査機関は、技術管理者証の交付を受けた者の中から技術管理者を選任しなければならない。
- B 技術管理者証の有効期間は3年である。
- C 技術管理者証の更新を受けようとする者は、当該技術管理者証の有効期間が満了する日の6か月前までに講習を受けなければならない。
- D 環境大臣は、技術管理者が法又は法に基づく命令の規定に違反したとき、技術管理者証の返納を命ずることができる。
- E 技術管理者証の更新は、更新申請者が現に有する技術管理者証と引換えに新たな技術管理者証が交付されることにより行われる。

- (1) A、C
- (2) A、D、E
- (3) B、C
- (4) B、D、E
- (5) C、D、E

問題40 法の指定支援法人に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- (1) 環境大臣は、一般社団法人又は一般財団法人であって、支援業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、全国を通じて1個に限り支援業務を行う者として指定することができる。
- (2) 指定支援法人は、土壤汚染を生じさせる行為をした者が要措置区域内の土地に係る汚染除去等計画を作成し、当該汚染除去等計画に基づく実施措置を講ずる場合に助成を行う地方公共団体に対し、助成金を交付することができる。
- (3) 指定支援法人は、要措置区域内の土地に係る汚染除去等計画の作成及び変更並びに当該汚染除去等計画に基づく実施措置について、照会及び相談に応じ、並びに必要な助言を行う。
- (4) 指定支援法人は、支援業務に関する基金を設け、政府から交付を受けた補助金と支援業務に要する資金に充てることを条件として政府以外の者から出えんされた金額の合計額に相当する金額をもって基金に充てるものとする。
- (5) 指定支援法人の役員もしくは職員又はこれらの職にあった者は、支援業務のうち法に定める業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

問題41 ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- (1) この法律は、国民の健康の保護及び生活環境の保全を図ることを目的としている。
- (2) 都道府県知事は、土壤のダイオキシン類による汚染の状況を調査測定するため、必要があるときは、その必要の限度において、その職員に、土地に立ち入り、土壤その他の物につき調査測定させることができる。
- (3) ダイオキシン類による土壤の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壤には適用されない。
- (4) ダイオキシン類による土壤の汚染に係る環境基準は 1,000 pg-TEQ/g 以下である。
- (5) 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、国又は地方公共団体が実施するダイオキシン類による環境の汚染の防止又はその除去等に関する施策に協力しなければならない。

問題42 農用地の土壤の汚染防止等に関する法律（昭和 45 年法律第 139 号）に関する次の記述の下線部(1)～(5)の説明のうち、誤っているものはどれか。

この法律は、農用地(1)の土壤の特定有害物質(2)による汚染の防止及び除去並びにその汚染に係る農用地の利用の合理化を図るために必要な措置を講ずる(3)ことにより、人の健康をそこなうおそれがある農畜産物(4)が生産され、又は農作物等の生育が阻害(5)されることを防止し、もって国民の健康の保護及び生活環境の保全に資することを目的とする。

- (1) この法律で規定される農用地とは、耕作の目的又は主として家畜の放牧の目的もしくは養畜の業務のための採草の目的に供される土地をいう。
- (2) この法律で規定される特定有害物質の種類は、土壤汚染対策法で規定される特定有害物質の種類と異なるものも含まれている。
- (3) 都道府県知事は、農用地土壤汚染対策地域に指定された土地の所有者等に対して講ずべき措置及びその理由、期限等の事項を示した上で、農用地土壤汚染対策計画を作成し都道府県知事に提出すべきことを指示するものである。
- (4) 対策地域内で生産される米に含まれるカドミウム及びその化合物の量が一定量を超えると認められる地域であることが、農用地土壤汚染対策地域の指定要件とされている。
- (5) 対策地域内の農用地の土壤に含まれる^ひ砒素及びその化合物の量が一定量以上であると認められる地域であることが、農用地土壤汚染対策地域の指定要件とされている。

問題43 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- (1) 廃棄物処理法の目的は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることである。
- (2) 国民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し協力しなければならない。
- (3) 事業者は、物の製造に際して、その製品が廃棄物となった場合の処理の困難性をあらかじめ評価し、適正な処理が困難にならないような製品の開発を行うこと等により、その製品が廃棄物となった場合にその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。
- (4) 事業活動に伴って生ずる産業廃棄物の運搬を他人に委託する場合には、事業者は当該委託に係る産業廃棄物の引き渡しと同時に当該産業廃棄物の運搬を受託した者に対し、産業廃棄物管理票を交付しなければならない。
- (5) 事業活動に伴って生じた廃棄物は、すべて産業廃棄物である。

問題44 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- (1) この法律は、工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制するとともに、生活排水対策の実施を推進すること等によって、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全すること等を目的としている。
- (2) 工場又は事業場から公共用水域に水を排出する者は、特定施設を設置しようとするときは、都道府県知事に届け出なければならない。
- (3) 排水水を排出する者は、その汚染状態が当該特定事業場の排水口において排水基準に適合しない排水水を排出してはならない。
- (4) 有害物質使用特定施設を設置している者は、当該施設について有害物質を含む水の地下への浸透の防止のための構造、設備及び使用の方法に関する基準として環境省令で定める基準を遵守しなければならない。
- (5) 有害物質使用特定施設を設置している者は、当該施設の周辺に公共用水域がなく、排水水を排出することができない場合、排水水が排水基準に適合していれば、当該排水水を地下に浸透させることができる。

問題45 環境基本法（平成5年法律第91号）第16条に規定する環境基準に関する次のA～Eの記述のうち、正しいものの組み合わせはどれか。

- A 環境基準は、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、悪臭及び騒音に係る環境上の条件について定められている。
- B 環境基準は、人の健康を保護し及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準である。
- C 土壌の汚染に係る環境基準とは別に、引き続き知見の集積に努めるべき項目として、土壌汚染に係る要監視項目が定められている。
- D 土壌の汚染に係る環境基準は、汚染が専ら自然的原因によることが明らかであると認められる場所の土壌については適用しない。
- E 土壌の汚染に係る環境基準に含まれる項目として、カドミウム、鉛、砒素^び及び銅がある。

- (1) A、B、C
- (2) A、B、D
- (3) B、C、D
- (4) B、D、E
- (5) C、D、E